

# 8月定例農業委員会 会議録

平成29年8月21日

日 時 平成29年8月21日 17時開催

開催場所 直島町役場2F大会議室

出席者 (委員) 西村 和雄 ・ 高田 洋一 ・ 大山 一郎 ・ 和島 輝男 ・ 西岡 幸子 ・ 大林 茂樹 ・ 堺谷 末廣  
(事務局) 豊田 壘  
荒木 慶悟 建設経済課長

署名委員 西岡 幸子 ・ 大林 茂樹

議 題 (1) 農地法第5条の規定による許可申請について  
(2) 非農地証明について  
(3) その他

西村会長	本日の署名委員は西岡委員と大林委員にお願いします。さっそくですが、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>今月は、農地法5条関係の申請が2件出てきております。</p> <p>まず1つ目の内容は、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんの農地を取得し、露天資材置場として転用するものです。</p> <p>申請地の場所は、1枚めくって、地図にありますように、八日山墓地の西側の畑です。現地確認は、8月16日(水)に会長と、高田さんと、堺谷さんと、和島さんで行っております。</p> <p>申請地は、役場から300m以内に位置しているため、第3種農地となります。このため、立地基準については、問題ありません。</p> <p>一般基準については、申請地の面積は973㎡で、その中で建設用の土砂置場を135㎡確保する計画で、進入路や積込みスペースが必要であることを考慮すれば、適正な広さであると認められます。</p> <p>資金計画等も問題なく、被害防除措置も適切に計画されていることから、事務局としては許可相当と判断いたします。</p> <p>もう1件も続けてご説明します。先ほどの〇〇〇〇さんの申請地と隣接した農地で、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんの農地を取得し、露天資材置場として転用するものです。</p> <p>もう1つの申請書をご覧ください。申請地の場所は、1枚めくって、地図のとおり先ほどの件と隣接した畑です。現地確認も同じ日に行っております。</p> <p>こちらの申請地も、役場から300m以内に位置しているため、第3種農地となります。このため、立地基準については、問題ありません。</p> <p>一般基準については、申請地の面積は1,881㎡で、その中でトラックの駐車スペースや単管パイプ等の資材を置くスペースとして、積込みスペースを含め799㎡を確保する計画で、進入路が必要であることを考慮すれば、適正な広さであると認められます。</p> <p>資金計画等も問題なく、被害防除措置も適切に計画されていることから、事務局としては許可相当と判断いたします。</p> <p>この2つの申請について、委員のみなさまのご審議をお願いいたします。</p>
西村会長	16日に、高田さんと、堺谷さんと、和島さんと、事務局と、私で現地を見に行きました。場所は、わかるかな。本村の墓場の西側です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが並んであるところです。その次が〇〇〇〇さん。そこを資材置場にするというものです。これに関して、特に問題ないと思いますが、どうですか。
全委員	異議なし。
西村会長	それでは承認します。次の議題をお願いします。

事務局	<p>続きまして、非農地証明願についてです。  申請は、1件で、納言様にある土地になります。  場所は、1枚めくって、地図にありますように、〇〇〇〇さん宅の向かい側にある〇〇〇〇番地の畑になります。現地確認は、先ほどの農地転用申請の現地確認と同じ日に行っております。畑の所有者は、〇〇〇〇さんで、写真のとおり木や竹等が生い茂っていて山林化していました。事務局としましては、非農地ということで問題ないと思いますが、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
西村会長	〇〇〇〇さんいうたらお父さんの名前か。
事務局	はい。そうです。
高田委員	高松におるわな。
西村会長	現地にも行ったけど、写真の状態です。非農地として認めていいですか。
全委員	異議なし。
西村会長	それでは承認します。事務局から他にありますか。
事務局	特にありません。
西村会長	他にありませんか。なければこれで終わります。皆さんご苦労様でした。

平成29年8月21日17時20分 閉会

直島町農業委員会

会 長



署名委員



署名委員

